

令和元年度第1回栃木県景観審議会

会 議 録

1. 開催日 令和2（2020）年1月27日（月）

2. 開催場所 栃木県庁研修館4階 402研修室

3. 出席委員 10名

結城委員、古賀委員、室委員、阿久津委員、
小林委員、木内委員、加藤委員、一木委員
水沼委員、山下委員

午後 2 時 開会

1 開 会

2 あいさつ 熊倉県土整備部長あいさつ

3 委員紹介及び会長互選

- ・委員の互選により、結城委員を会長に選任
- ・会長あいさつ
- ・会長の指名により、古賀委員を会長職務代理者に選任
- ・会長の指名により、古賀委員及び室委員を議事録署名人に選任

4 議事

○会長 それでは議事に入ります。第 1 号議案「真岡市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 第 1 号議案について御説明いたします前に、景観審議会について簡単に御説明させていただきます。

参考資料 1 ページ、「栃木県景観審議会について」を御覧願います。

景観審議会は、平成 15 年 7 月に栃木県景観条例に基づき設置されまして、平成 19 年 4 月に屋外広告物審議会と統合し、現在に至っております。

まず、「景観条例に関する審議事項」についてですが、「景観形成基本方針」など本県の景観形成に関する主要な方針、基準等の決定や変更の際し、調査・審議をいただくこととなっております。

また、景観行政団体である市町が、景観法に基づいて景観計画を策定し、独自の景観条例を施行しようとする場合に、その景観計画に係る区域を県条例の適用区域から除外することが適切かどうかについて、御審議いただくこととなっております。

本日の第 1 号議案は、この審議事項に該当いたします。

次に、「屋外広告物条例に関する審議事項」についてですが、屋外広告物を掲出できない禁止地域や禁止物件などを定める場合や、屋外広告物の許可の基準等を定める場合について御審議をいただいております。

また、禁止地域においても掲出できる広告物や許可の手続きを経ずに掲出できる広告物など、いわゆる適用除外の広告物を定める場合、許可の基準に適合しない広告物をやむを得ないものとして許可しようとする場合について、御審議をいただいております。

以上のような審議事項などにつきまして、最近の 5 か年では、年 1 ～ 2 回、審議会を開催させていただいております。

それでは、第 1 号議案「真岡市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」御説明いたします。お手元の議案書の 1 ページ及び 2 ページとなりますが、2 ページを御覧ください。

本案件は、県と市町村による二重行政をなくすために、景観法との調整を定めました栃木県景観条

例第 31 条第 1 項の規定によりまして、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として、真岡市の区域を指定することについて、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

「2 理由」を御覧ください。指定することが妥当とする根拠を示したものでございます。

1 つ目は、景観法に基づく景観行政団体として、真岡市全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行を予定していること。

2 つ目は、景観計画において、真岡市全域の景観形成方針を定めるとともに、地域の個性を活かした景観形成を図る地区を景観計画重点地区として指定し、きめ細かな景観形成基準を設けることとしていること。

3 つ目は、景観計画において、市全域を対象とした届出制度を規定し、その基準は県の基準と同等以上としていること。以上でございます。

ここで、別添資料を用いて、もう少し詳しく説明させていただきます。参考資料の 2 ページを御覧ください。

「1 議案の内容」のうち、中ほどに四角囲いで栃木県景観条例第 31 条の全文を記載しておりますので、御覧ください。条例第 31 条は、他制度との調整に関することについて規定したものでありまして、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引いております。

第 31 条第 1 項は、「景観法に規定する景観計画区域について、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部又は一部を適用しない区域に指定できる」というものでございます。四角囲いの下に、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の条文の要旨を記載しておりますが、「県は、優れた景観を有する地域等を指定して建築行為等の届出を義務付けることができる」、「景観形成に与える影響が大きい大規模行為について届出を義務付ける」という内容でございます。

今回の議案は、真岡市が景観法に基づきまして、市の全域を景観計画区域とした景観計画を策定し、県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節と同等の規定を同計画に設け、施行を予定していることから、真岡市の区域を県条例の第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として指定し、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

「2 真岡市の景観計画の内容」についてですが、市の全域を景観計画区域として指定し景観形成基準を設けるとともに、市全域を対象に建築行為等の届出制度を規定しております。景観形成基準及び届出対象については、県条例の基準と同等以上であり、地域の特性に応じた景観づくりを推進する内容となっております。

参考資料 3 ページをお開きください。これは、県景観条例と真岡市景観計画の関係を比較したものでございます。左側に県条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定について、右側に真岡市の景観法に基づいて策定した真岡市景観計画の対応する部分を対比して記載しております。

まず、上半分に示しました第 3 章第 1 節ですが、これは、「地域における景観形成」に係る事項で、県条例に代替できる規定が市の景観計画で定められております。

また、下半分に示しました第 3 章第 2 節ですが、これは、「大規模行為に係る景観形成」に係る事項でありまして、市の景観計画において市全域を対象とした届出制度を規定しております。届出対象

行為は朱書きで示していますとおり県条例と同等以上の基準となっており、地域の実情に応じたきめ細かな景観形成を図ることとしております。

なお、真岡市の景観計画につきましては、この後、真岡市から概要を説明していただく予定でございます。

2ページにお戻りください。「3 今後のスケジュール」についてでございます。本日、審議会で御審議いただきまして、本案件に係る区域指定は告示によって行います。告示の時期については、真岡市が令和2年4月1日から景観計画の施行を予定しておりますので、同日付けを適用日といたしまして、2月上旬を予定しております。

審議事項関係の説明は以上でございますが、参考までに、他市町の取組状況について御説明させていただきます。

参考資料4ページを御覧ください。これは、本県の市町の景観行政の状況を示したものでございます。薄い緑、濃い緑及び黄色の着色が、景観法に基づきまして景観行政を行う景観行政団体となっている市町でございます。うち、既に景観計画を施行済みの市町が、薄い緑色で着色している11市町でございます。濃い緑色が今回審議いただく真岡市でございます。

黄色の下野市は現在、景観計画を策定中でございます。

白色の12市町がまだ景観行政団体になっておりませんが、矢板市につきましては景観行政団体になる意向を示しております。

県といたしましては、これらの市町が景観行政団体になり、地域の特性に応じた景観計画のもと景観行政を進められるよう、引き続き支援を行って参りたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、「真岡市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」説明がございました。

事務局に確認しますが、この審議会の場合は、真岡市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて審議するもので、真岡市景観計画の中身について議論するものではないと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） はい。真岡市の景観計画は、市の景観計画策定委員会での議論や、パブリックコメントによる案の公開と意見募集を経て策定されたものでございます。

会長のおっしゃるとおり、委員の皆様には、真岡市景観計画の中身の審議ではなく、真岡市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて御審議を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 分かりました。しかし、真岡市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかという判断のためには、真岡市の景観計画がどういうものか、審議会として確認する必要があると思えます。

そこで、本日、栃木県景観審議会規則第4条に基づいて、真岡市建設部の職員に出席を求めています。真岡市に景観計画について説明をいただくこととして、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長 それでは、真岡市の担当の方、御説明をお願いしたいと思います。

○真岡市（建設部長） 真岡市建設部長の皆川でございます。真岡市景観計画の概要につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに景観計画策定までの経緯についてであります。真岡市は平成30年4月に、景観法に基づく景観行政団体となりました。同年9月に、庁内関係職員で構成する庁内検討委員会と、学識経験者、関係団体、関係機関や市民で組織いたします景観計画策定委員会を設置し、景観に関する市民アンケートの結果や景観資源の現況調査の結果などを踏まえながら、それぞれの委員会を4回開催いたしまして、計画素案の検討、協議を重ねたところでございます。

計画案につきましては、パブリックコメントを令和元年9月から1か月間実施し、市民の意見を聴取する機会を設けるとともに、真岡市都市計画審議会への意見の聴取を行いました。以上の経過を踏まえまして真岡市景観計画を取りまとめ、本年4月1日の施行に向け、令和元年11月に告示・縦覧に供したところでございます。

併せて、真岡市景観条例につきましては、令和元年12月市議会定例会に上程し、議決されましたことから、景観計画と同日の本年4月1日の施行を予定しているところでございます。以上が景観計画策定の経緯でございます。

続きまして、景観計画の概要を、お手元の「真岡市景観計画《概要版》」に基づき説明させていただきます。

1ページを御覧ください。始めに「景観計画策定の背景と目的」ですが、真岡市は豊かな自然環境に恵まれるとともに、先人から受け継がれてきた歴史や文化の保全と継承を図りながら、工業団地の造成や土地区画整理事業などの都市基盤整備により、良好な街並みの形成を推進しているところでございます。これらの自然・歴史・文化・都市的な景観を次世代に継承するとともに、市民・事業者・行政が協働しながら魅力ある景観まちづくりを進めていくことを目的として景観計画を策定したところであります。

次に、「景観計画区域」につきましては、本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図るために、市全域を景観計画区域としております。

次に2ページを御覧ください。「良好な景観形成に関する方針」につきましては、魅力のある景観まちづくりを推進していくための基本理念を、「多様な営みが織りなす 真岡の特徴を活かした景観づくり」として、基本理念の実現に向けた4つのキーワードと4つの基本方針を掲げております。

また、基本方針を踏まえた上で、3ページになりますが、景観構造別に「中心市街地景観ゾーン」や「市街地景観ゾーン」など5つのゾーンに区分し、それぞれの特徴に応じた景観形成の方向性を定めております。

次に5ページを御覧ください。「良好な景観形成のための行為の制限」につきましては、周辺の景観に影響が大きいと判断される一定規模を超える建築物や工作物、開発行為を届出対象行為とし、併せて、大規模な行為につきましては事前協議制度を設けております。

次に6ページを御覧ください。「届出対象行為」をまとめた表となります。「建築物の新築、増築等

を行う場合」ですが、高さ 10m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m² を超えるものを届出対象とし、高さが 13m を超えるもの又は建築面積 1,000 m² を超えるものを事前協議の対象といたしました。

「工作物の新設、増設等を行う場合」ですが、記載の工作物の種類により、高さ、面積が記載の規模を超えるものについて届出対象、あるいは事前協議対象としております。

「開発行為」については、区域面積が 10,000 m² を超えるものを届出対象といたしました。

届出対象につきましては、本市の実状に合わせ、栃木県景観条例に基づく大規模行為届出制度に比べて、届出対象規模を広く設定したところであります。

また、「届出等手続きの流れ」につきましては、7 ページのとおり手続きを踏んでいただくこととしております。

次に 8 ページを御覧ください。届出対象行為ごとに、良好な景観を形成していくため、景観形成基準を記載のとおり定めております。

次に 10 ページを御覧ください。「良好な景観形成に関する事項」につきましては、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に関する事項、「景観重要公共施設」の整備の方針のほか、「屋外広告物」の表示・掲出、「太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設」の取扱方針を定めております。

次に 11 ページを御覧ください。「景観まちづくりの推進方策」につきましては、「景観まちづくりに関する市民・事業者の意識向上」、「自発的な景観まちづくりの促進」、「景観まちづくりに関わる体制や仕組みの構築」など、市民・事業者・行政が一体となって魅力的な景観まちづくりを推進していくことができるよう、さまざまな施策や事業を展開していくこととしております。

以上で、真岡市景観計画についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、第 1 号議案「真岡市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」、そして真岡市から、真岡市景観計画について御説明がございました。委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。

○委員 参考資料 4 ページで県内市町の景観行政の状況を事務局から説明いただいたわけですが、県東部において景観行政団体に移行していない市町が多いようです。その中で真岡市に先鞭を切っただけだと思っています。

少したの外れになるかもしれませんが、県東部がこういう状況になっていることについて、県としてはどう考えているのですか。

○事務局（都市計画課長） 当然県東部についても、自然豊かな景観等がありますので、県とすれば、市町にしっかり景観行政を担っていただきたいと考えております。先ほど説明しましたが、景観行政団体に移行していない 12 市町には普及・啓発ということで勉強会を開催したりしております。12 市町の中でも現在、矢板市は景観行政団体になる意向を示しており、当然、景観審議会委員になっている茂木町についても検討していただけるものと期待しているところでございます。県としても一生懸命、市町がこれから景観行政を担っていかうという取組に対して支援しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 私も真岡市の出身で、県東部が真っ白でなくてよかったという思いで今、参考資料を見ていたのですが、真岡市では県東部を代表してすばらしい計画ができていますので、是非これを認めていただきたいと思います。

○会長 今の御発言に対して真岡市から何かございますか。

○真岡市（建設部長） 大変ありがとうございます。真岡市につきましても、若干後れを取ったところはございますが、これから景観のまちづくり、すばらしいまちづくりに向けて努力して参りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかに何か御質問、御意見がございましたら挙手をお願いします。

○委員 今回、真岡市は独自の景観計画に基づいて景観形成をなさっていくということですが、その中で特に真岡市が力を入れていきたいところがありましたら、お話しいただければと思います。

○真岡市（建設部長） 真岡市は、本市をはじめ、栃木県が推進している「いちご王国・栃木」のプロモーションということがあります。真岡市は「日本一のいちごのまち」ということで、3月14・15日には「全国いちごサミット」という、全国初のいちごの最大イベントの開催を予定しており、準備を進めております。また、「SLの走るまち もおか」ということで、筑西市から真岡市を抜け益子町、茂木町へと続くSLの走るまち、「祭りで活気あふれるまち」といった、本市の地域資源や農産物等の資源を景観まちづくりの中で進めていきたいと考えております。

そのほか、併せまして、先ほど景観計画区域を5つのゾーンに分けて景観まちづくりを進めていくと御説明したところですが、真岡市は特にいちごを中心として、中心市街地などにブランド力の向上や賑わいの創出を図るため、いちごの赤色でのシティドレッシングが進められるように、そういった色彩に関しましても今回の計画の中で勘案しているところでございます。

また、一方では、真岡市らしさという、土地区画整理事業、工業団地造成事業ということで、基盤整備事業が県内でもトップクラスのまちと認識しているところでございます。きれいな街並みを活かしていく中で、景観を阻害するようなものはできるだけ建設や設置を避け、豊かで静かな住環境をそのまま継続できるようにということで、基盤整備に基づく街並みの保存、地区計画や落ち着いた景観にできるようにと、ガイドライン等も定めましてまちづくりを進めているところでございます。

また、高田山専修寺は、親鸞聖人が埋葬されたという歴史のある神社仏閣等の資源でございますが、そういったものを保存しながら後世に継承していくことも、これからの景観づくり・まちづくりで考えているところでございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

もう1つだけよろしいですか。参考までにお聞かせいただきたいのですが、10ページの最後に太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設についての記載があります。最近、市町村によっては、大規模な太陽光発電施設等の設置についていろいろな課題があるというようなこともあるのですが、こ

れについて真岡市はどのようにお考えか、御意見がありましたらお願いします。

○真岡市（建設部長） 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設につきましては、国が推奨しているエネルギーの分野でございます。

近年問題になっているのは、大雨等による土砂流出等ということで、その排水問題、反射による温度上昇などが非常に問題になっているところでございます。

こうした諸問題に対し、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づいて一定の規制はされておりますが、本市もこの2月議会で太陽光発電に関する条例等を定めまして、設置や廃止に当たっての事業者の責務等を条例に規定し、良好な再生可能エネルギー施設の設置・運営となるように、環境サイドで進めております。

また、今回、景観計画の策定に当たりましては、6ページの届出対象行為の中に「再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物」の項目を設け、届出対象は高さ2mを超えるもの又は区域面積1,000㎡以上のもの、また、大規模行為として事前協議が必要なものは、高さ5mを超えるもの又は区域面積5,000㎡以上のものと定めまして、地域の皆様にとって今後必要な再生可能エネルギー施設ではありますが、設置された後も良好な景観を保っていただけるようにということで、届出対象として定めているものでございます。以上でございます。

○事務局（都市計画課長） 太陽光発電施設について補足させてください。

市町の景観計画の中で、太陽光発電施設そのものを届出の対象としている市町は、那須町、栃木市、さくら市、そして今回の真岡市でございます。

また、別途、先ほど真岡市からも説明がありましたが、太陽光発電施設については、景観誘導というよりは設置を規制しようという取組を環境セクションで実施しております。独自に市町において太陽光発電施設等の設置に関する条例を策定しておりますのが、栃木市、足利市、鹿沼市、日光市、佐野市、大田原市、那須町です。真岡市も2月議会にかける予定ということですが、これらの市町では独自の条例を定めまして、太陽光発電施設の設置を少し制限しようという取組を行っております。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 ほかの委員の方から御質問はございませんか。

○委員 参考資料3ページを見ているのですが、これまでの県の条例に比べて、真岡市の規制はかなり厳しくなるという印象です。そうしますと、今までの基準であれば全く規制の対象ではなかったけれども、今回真岡市の基準で規制の対象になるものもあります。当然前の基準で対象外であれば、それが規制対象になるというわけではないと思いますが、今回の規制では対象になるけれども前の基準では対象外のものがまずあるのか。もしあった場合、それについては今後どのように御指導等をされていくのか、お考えがあればお聞かせください。

○真岡市（建設部長） 景観計画の届出対象につきましては、規制という考えではなくて、まずは届出や事前協議をしていただいて、適正に進めていただきたいという方針で、この景観計画を定めることによって、できるものができなくなるということではございません。この計画の中の届出対象規模は、

周りの景観に配慮し、住民等とトラブルがないように設置等をしてくださいという範囲でございます。

その中で、「厳しくなる」という表現がございましたが、元々の県の建築物等の届出対象はかなり大規模なものとなっております。行政の規模が違う栃木県と真岡市ということで、元々真岡市には大規模な建築物や工作物がなかなか該当しないところがございます。ですから、真岡市独自の考えとして、真岡市であり得る大きさを考えた中で、この届出対象の基準を設定しております。あくまでも規制ではなく、大きな建物が建つときに、この基準の中で、建築主の方にしっかりした景観まちづくりを行っていただきたいという思いで、この景観計画をつくっているところでございます。

○委員 すみません。規制という言葉を間違っ使って使っていましたが、とりあえず今までの状態では、この規模のものは基本的にはなくて、実状に合わせてこの規模でやっていくといいのではないかということですか。

○真岡市（建設部長） はい。

○委員 ありがとうございます。

○事務局（都市計画課長） 事務局から補足です。今回、真岡市で定めております届出対象の基準ですが、先ほども申しましたが、真岡市の前に景観計画を策定したさくら市でもこのような基準ですし、先進の市町の基準に比べても遜色ないところでございます。さくら市で運用しておりますも、特段問題があったということも聞いておりませんし、これから真岡市が地域の個性を活かしたまちづくりをするために、いろいろと議論があつてこのような基準になったと思われまので、今の段階でそんなに厳しいというようなものでないことだけ、補足させていただきます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 ほかに何か御質問、御意見はございますか。

では、ほかに御質問はないということで、ここで意見をまとめさせていただきたいと思ひます。本日の第1号議案「真岡市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」は、当審議会としては、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として、真岡市の区域全部を指定することが適切である旨、答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 全員に賛成していただいたということで、当審議会としては、この議案が適切である旨を答申するということでお願いいたします。

予定された内容はこれで全て終了しているのですが、ほかに案件や御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、審議を終えたということで事務局にお返しいたします。

午後2時50分 閉会